平成２２年（フ）第７６６号
岐阜県山県市高富1602番地２
債務者　中林規り子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７７１号
岐阜県瑞穂市居倉383番地１　グリンビューわかぞのＢ棟110号室、住民票上の住所岐阜県揖斐郡大野町大字黒野257番地１
債務者　髙橋　章三
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７７３号
岐阜県各務原市蘇原東島町２丁目178番地フィアス東島201号
債務者　林　　雅代
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３３６号
三重県津市一志町井生1345番地
債務者　喜田　弘子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３３７号
三重県津市雲出伊倉津町1054番地
債務者　岡　愛之助
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３３８号
三重県津市久居烏木町463番地10　セフィラタウンＣ101、前住所三重県名張市東田原1135番地76
債務者　山本　智寛
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３３９号
三重県津市白塚町1932番地
債務者　奥山　利昭
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１号
三重県津市上浜町６丁目81番地３
債務者　**別**所　祐子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２５号
兵庫県尼崎市口田中１丁目16番28号、前住所兵庫県尼崎市食満３丁目４番１―101号
債務者　丹波ゆきの
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１６８０号
広島市南区元宇品町２番38―402号
債務者　佐々木大介
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８７０号
広島市佐伯区八幡が丘１丁目８番25号
債務者　佐藤　達也
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９３５号
広島市佐伯区五日市町大字美鈴園12番地の１
債務者　門出　哲也
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９３８号
広島市安佐南区川内３丁目３番４―６号
債務者　村上亜須香
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８３号
広島県福山市御門町２―７―７―1007、住民票上の住所広島県福山市南蔵王町４丁目17番17―407号　福山通運南蔵王社宅
債務者　藤井　康正
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３９３号
広島県福山市瀬戸町大字長和229番地11、前住所広島県福山市佐波町521番地１　２―20
債務者　國本　孝洋
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３９９号
広島県府中市元町691番地５
債務者　正畑　雅信
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第４０４号
広島県福山市御幸町大字中津原1596番地１　池田アパート102
債務者　中居　政司
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係